三　業務に関し公正を害する行為をしたとき、又は公正を害するおそれが大であるとき。
四　業務に関し他の法令に違反し、賃貸住宅管理業者として不適当であると認められるとき。
五　前四号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

2　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業の適正な運営を確保するために必要な限度において、賃貸住宅管理業者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

3　国土交通大臣は、前項の規定による指導、助言又は勧告をした場合には、その旨を公表することができる。

（登録の抹消等）

第十二条　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。

一　第十条の規定による届出があったとき。
二　前号の届出がなくて第十条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。
三　登録の有効期間満了の際、登録の更新の申請がなかったとき。
四　不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。
五　第六条第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
六　正当な理由がなくて第八条の規定による報告又は第九条第一項の規定による届出を怠ったとき。
七　第八条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽の記載があることが判明したとき。
八　前条第一項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による勧告に従わなかったとき。
九　賃貸住宅管理業者から、別記様式第六号により、登録の抹消の申請があった場合において、その申請を相当と認めるとき。

2　第六条第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合について準用する。

（所在不明者等の登録の抹消）

第十三条　国土交通大臣は、その登録を受けた賃貸住宅管理業者の事務所の所在地又は当該賃貸住宅管理業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確知できない場合において、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該賃貸住宅管理業者から申出がないときは、当該賃貸住宅管理業者の登録を抹消することができる。

（登録の抹消の公告）

第十四条　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が第十二条第一項第四号から第八号までの各号のいずれかに該当したことにより、その登録を抹消したときは、その旨を公告するものとする。

（登録簿等の閲覧）

第十五条　国土交通大臣は、第五条の賃貸住宅管理業者登録簿及び第八条の報告に係る書面又はこれらの写しを一般の閲覧に供するものとする。

（業務処理準則）

第十六条　賃貸住宅管理業者は、国土交通大臣が定める賃貸住宅管理業務処理準則を遵守しなければならない。

（権限の委任）

第十七条　この規程に規定する国土交通大臣の権限（前条に規定する権限を除く。）は、賃貸住宅管理業者又は第三条第一項の登録を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十一条に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2　第十一条に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の支店又は従たる事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店又は従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

附　則

この告示は、平成二十三年十二月一日から施行する。

別記様式第一号（第四条関係）　（Ａ４）

登　録　申　請　書

（第一面）

賃貸住宅管理業者登録規程第４条第１項の規定により、賃貸住宅管理業者の登録の申請をします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿

申請者　商号又は名称　（　）
郵便番号
主たる事務所の所在地
氏名　㊞
（法人にあっては、代表者の氏名）
電話番号（　）　－
ファクシミリ番号（　）　－

受付番号　＊

受付年月日　＊　（　）　申請時の登録番号

（有効期間：　年　月　日～　年　月　日）

＊登録番号　国土交通大臣登録（　）第　号
＊登録年月日　年　月　日
＊有効期間　年　月　日から　年　月　日まで

登録の種類　□1. 新規　□2. 更新

項番 11
◎商号又は名称

フリガナ	
商号又は名称	

法人・個人の別　□1. 法人　□2. 個人

確認欄　＊

項番 12
◎代表者又は個人に関する事項

役名コード	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年　月　日

確認欄　＊

項番 13
◎賃貸住宅管理業以外に行っている事業がある場合にはその種類

兼業コード	

確認欄　＊